

磐梯山火山防災協議会規約一部改正の概要

令和元年 7 月 9 日
福島県災害対策課

○ 磐梯山の火山災害警戒地域に会津坂下町が追加指定された（令和元年 6 月 3 日公示）
ことに伴い、活動火山対策特別措置法第 4 条第 2 項の規定に基づき、規約の一部を改
めるもの。

- 1 磐梯山火山防災協議会を共同で設置する市町村へ会津坂下町を追加する。
〔磐梯山火山防災協議会規約第 1 条第 1 項〕
- 2 磐梯山火山防災協議会の委員に会津坂下町長を追加する。
〔磐梯山火山防災協議会規約 別表 2〕

※ 併せて、磐梯山火山防災協議会幹事に以下の 2 名を追加する。

- ① 会津坂下町 危機管理室長
- ② 会津坂下町 産業課長

〔参考〕活動火山対策特別措置法（一部抜粋）

（火山災害警戒地域）

第三条 内閣総理大臣は、基本指針に基づき、かつ、火山の爆発の蓋然性を勘案し
て、火山が爆発した場合には住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると
認められる地域で、当該地域における火山の爆発による人的災害を防止するために
警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」とい
う。）として指定することができる。

2 （略）

（火山防災協議会）

第四条 前条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、当該警戒地域をそ
の区域に含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難
体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会（以下「火山防災協議会」とい
う。）を組織するものとする。

2 火山防災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県の知事及び当該市町村の長
- 二 （略）

